解体工事・建設工事を発注される方へ 【建設リサイクル法】をご存じでしょうか?

○ 建築物の新築・解体には法律に基づく手続きが必要です。

・届出 : 発注者(施主)には、工事の計画等についての届出を義務づけています。

※対象建設工事(床面積80㎡以上など)

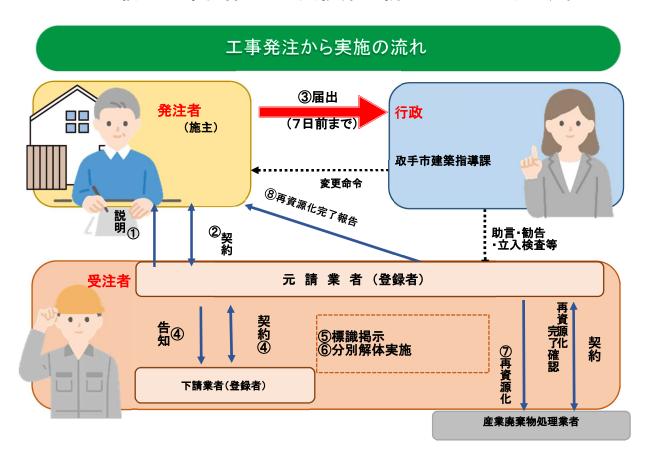
·登録: 建築物等の解体工事を実施する受注者は建設業許可(土木工事業、建

築工事業、解体工事業)または、解体工事業者登録が必要です。

・事前調査:全ての建物の解体・リフォーム工事でアスベスト含有建材の有無を調査する必要があります。(大気汚染防止法)

·分別解体等及び再資源化(リサイクル)等が義務づけられています。

適正な手続きが環境保全・不法投棄の防止につながります。



「解体工事等の届出」について 「解体工事業登録」について 「アスベスト関連」について 取手市建築指導課 茨城県検査指導課 茨城県環境対策課

TEL 0297-74-2141
TEL 029-301-4386
TEL 029-301-2961